

都市計画法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 指定都市の区域の一部を含む都市計画区域であつて、その区域内の人口が五十万未満であるものについて、区域区分を定めなくてもよいものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則関係)